

○ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	現 行
<p>21-1 内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。ただし、内部統制府令第6条第1項第1号ロを「財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかについての意見」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>21-1 内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。ただし、内部統制府令第6条第1項第4号を「財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかについての意見」と読み替えて適用するものとする。</p>